

一般社団法人 浦和医師会定款

平成 25 年 4 月

一般社団法人 浦和医師会

さいたま市浦和区常盤 6-4-18

電話 (048) 824-6811 (代)

一般社団法人浦和医師会 定款

< 目 次 >

第 1 章	名称及び事務所	(第 1 条～第 2 条) ……	1
第 2 章	目的及び事業	(第 3 条～第 4 条) ……	1
第 3 章	会員	(第 5 条～第 11 条) ……	2
第 4 章	総会	(第 12 条～第 20 条) ……	3
第 5 章	役員等	(第 21 条～第 31 条) ……	6
第 6 章	理事会	(第 32 条～第 35 条) ……	8
第 7 章	裁定委員会	(第 36 条～ 42 条) ……	9
第 8 章	班	(第 43 条) ……	10
第 9 章	委員会	(第 44 条～第 46 条) ……	10
第 10 章	資産及び会計	(第 47 条～第 54 条) ……	10
第 11 章	参与	(第 55 条) ……	12
第 12 章	事務局	(第 56 条) ……	12
第 13 章	定款の変更及び解散	(第 57 条～第 60 条) ……	12
附 則	……………	……………	13

一般社団法人浦和医師会 定款

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人浦和医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所をさいたま市浦和区常盤6丁目4番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、埼玉県医師会及び日本医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって地域社会並びに会員の福祉を増進し、併せて会員相互の懇親と団結を強化することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医師の生涯教育に関する事項
- (2) 住民の医療知識の向上・啓発に関する事項
- (3) 地域住民への医療・介護の推進発展に関する事項
- (4) 公衆衛生の向上・啓発に関する事項
- (5) 医業経営の安定、保険医療の充実、会員の福祉向上に関する事項
- (6) 会員の相互扶助並びに連携・親睦に関する事項
- (7) 広報活動に関する事項
- (8) メディカルセンター検査部の運営に関する事項
- (9) メディカルセンター検診部の運営に関する事項
- (10) 指定居宅介護支援センターの運営に関する事項
- (11) 救急医療及び災害医療に関する事項
- (12) 他の医師会との連絡並びに調整に関する事項
- (13) その他本会の目的を達成するため必要な事項

2 前項の事業は、埼玉県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、さいたま市浦和区・桜区・南区・緑区を区域とし、その区域内において就業所を有する医師、及び理事会で別に認めた医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したものをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に、埼玉県医師会及び日本医師会の会員となる。

ただし、廃業・移転等により第1項の規定に基づき会員資格を認められた者が本会のみに入会を希望する場合、又は、第1項の区域内の医療機関に勤務する医師で理事会が特に認めた場合は、この限りではない。

(入会、異動及び退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の様式により届け出をし、理事会の承認を受けた後、入会金を納入しなくてはならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の様式により届け出をしなければならない。

3 会員でその届出事項に変更が生じた場合は、前2項と同様に、その届け出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第10条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届け出の受理を保留し、同第1項に基づく処分を行うことができる。

(入会金、会費及び負担金)

第7条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

2 第6条第1項で定める入会金、前項に定める会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会の決議で定める。

ただし、特別の事情がある者に対しては、総会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の本務)

第8条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第9条 会員は、本会の目的に関する研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の事業に関して意見を具申することができる。

- 2 前項の報告、発表及び意見具申の取扱いについては、理事会において定める。

(会員の制裁)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科することができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
- (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
- (3) その他正当な事由があるとき

- 2 前項の制裁は、訓告、戒告及び除名とする。

- 3 訓告、戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

- 4 除名は、総会の決議を経て行う。

- 5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、埼玉県医師会並びに日本医師会に通知するものとする。

- 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 第6条第2項(任意退会)及び前条第4項(除名)の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての会員が同意したとき

- (2) 当該会員が死亡したとき

- (3) 第5条第3項ただし書きの適用を受ける場合以外で、埼玉県医師会又は日本医師会の会員資格を失ったとき

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(定例総会及び臨時総会)

第13条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定例総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 前項の定例総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
- 4 総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内の日を総会の日とし、臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 5 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるようにする場合は、2週間前までに通知を発するものとする。

(総会の議長及び副議長の選出)

第14条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、本会役員の任期に準ずる。

(議長と副議長の職務)

第15条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。

(議長又は副議長の後任者の選出)

第16条 議長又は副議長が欠けたときはその後任者を選出しなければならない。

(総会の任務)

第17条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 入会金、会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長及び副会長の選任及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項

- (10) 裁定委員の選任及び解任
 - (11) 埼玉県医師会代議員及び予備代議員の選出
 - (12) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第49条第2項に定める事業計画及び収支予算
 - (2) 第50条第2項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

(総会の定足数及び決議)

第18条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事及び裁定委員の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(総会への出席発言)

第19条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(総会の議事規則)

- 第20条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。
- 2 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 3 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 15名以上25名以内（会長・副会長を含む）
- (4) 監 事 2名以内

2 会長をもって法人法上の代表理事とし、会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員等の任期)

第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとする。

- 2 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が選任されるまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員の選任及び選定)

第25条 役員は、別に定めるところにより、会員の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、総会の決議によって選任する。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

(役員の補欠の選任)

第26条 役員が任期途中で退任したときは、すみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第27条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(役員の解任及び解職)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 会長、副会長は、総会の決議によって解職することができる。
- 3 業務執行理事は、理事会の決議によって解職することができる。

(役員の報酬)

第29条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の責任免除)

第30条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 本会に、10名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。
- 4 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第6章 理事会

(理事会)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第34条 役員が役員の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第36条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第37条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第38条 裁定委員の任期は、第24条第1項（役員の任期）の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第39条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第40条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第6条第4項（除名者の再入会）の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第10条第6項（会員の制裁）に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 41 条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 42 条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 班

(班)

第 43 条 本会に班を置く。

2 班は近隣会員をもって構成する。構成区分等については別に定める。

第 9 章 委員会

(委員会の設置)

第 44 条 会長又は総会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、総会が設置する委員会に関しては、総会の決議を経て、別に定める。

(団体契約)

第 45 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 46 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対し意見を述べることができる。

第 10 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 47 条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入をもって充当する。

(事業年度)

第48条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例総会に報告し、第3号及び第4号の書類については、定例総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定例総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第52条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第53条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

(公 告)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法に

より行う。

第11章 参 与

(参 与)

第55条 本会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長の定める事項について会務に参画する。
- 3 参与は、総会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。

第12章 事務局

(事務局)

第56条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。
- 4 本会の事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び服務に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。
- 5 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会で定める。

第13章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は総会の決議によって変更する事ができる。

(解散)

第58条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第59条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(委 任)

第60条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 本会の最初の会長は阿部理一郎、副会長は水谷元雄、利根川洋二とする。
また、業務執行理事は水谷元雄、利根川洋二、登坂英明、石田有世、北濱博之、桐澤重彦、関山達也、権田隆明、阪正晴、岩崎至利、星和宏、石井利明、鳥谷部郁子、長澤博、西村直久、村山晃とする。

(会員に関する経過措置)

- 3 この定款施行の際、現に会員の地位にある者は、改正後の定款の規定に基づく会員としての地位を引き続き有するものとする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 4 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(役員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に役員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、役員に選任されたものとみなす。

(顧問に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に顧問の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、顧問に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(議長・副議長に関する経過措置)

- 7 この定款施行の際、現に議長及び副議長の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、それぞれ議長及び副議長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(参与に関する経過措置)

- 8 この定款施行の際、現に参与の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

- 9 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

- 10 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 11 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人 浦和医師会
平成25年4月1日施行